

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第6回）

令和4年7月13日

【鎌田座長】 それでは、まだおいでになっていない方がいらっしゃるようですが、間もなくいらっしゃると思いますので、ただいまから文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第6回）を開催いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、オンラインを併用しての開催としております。

お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。座長の鎌田でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

それではまず、都倉長官から御挨拶をいただきたいと思います。長官、どうぞよろしくお願いいたします。

【都倉文化庁長官】 都倉でございます。お足元の悪い中、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

昨年の9月の第1回検討会議を皮切りに、本日に至るまで長期にわたって、鎌田座長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変精力的な御議論をいただき、本当に感謝申し上げます。

契約の書面化、取引の適正化等によって適正な契約関係を構築していく、これは、文化芸術の各分野が今後も持続的に成長していくとともに、芸術家が安心して活躍、活動していく上で基盤になるものだと考えております。

委員の皆様から、いかに実効性のある取組を行っていくかが重要であるという意見が多く出されたと聞いております。文化庁といたしましては、今回の取りまとめを受けて、芸術家向けの研修会の開催、契約に関する相談窓口の設置など、具体的な取組に着手してまいります。

また、今回の検討は、これまで議論してこなかった領域に、文化庁としてまさに第一歩を踏み出したものと捉えております。今後の取組等を通じて課題を把握しながら、必要な検討を継続的に行ってまいります。

本日も活発に御議論いただき、取りまとめにつなげていただくようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

【鎌田座長】 長官ありがとうございます。

長官は公務の関係上、ここで御退室となります。どうもありがとうございました。

【都倉文化庁長官】 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

【鎌田座長】 それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 事務局の中山です。本日もどうぞよろしく願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の御確認をお願いいたします。オンラインで御出席の委員の方にはメールでお送りしておりますほか、ホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。

資料としては、資料1から参考資料3までございますので、もし不足等ありましたらお申しつけください。

机上配付資料として赤い表紙の「芸術家等の基礎知識」と題したリーフレットの案をお配りしております。事務局で作成を進めてきたもので、まだ校正や内容の確認が済んでいないところもあるため、案の段階ということで机上配付としております。こちらについては、本日の会議で御議論いただくものではありませんが、委員の皆様におかれましては、もし内容について御意見等ございましたら、後日、事務局のほうにメール等でお寄せいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上になります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。

まず、検討会議の取りまとめ（案）について御議論いただきたいと思います。

内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 それでは、資料2、3、4に基づいて御説明をさせていただきます。パブリックコメントの結果の概要や、パブリックコメントを踏まえての修正等について、御説明をさせていただきます。

まず、資料2を御覧ください。パブリックコメントの結果についてです。5月23日から6月13日まで意見募集を実施しまして、合計141件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様方におかれましても、意見募集の実施の周知等について御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

主な意見の概要等については、次のページ、別紙を御覧ください。資料の構成としましては、左側に主な意見の概要、右側に文化庁の考え方を記載しております。考え方の表記には幾つかパターンがありますが、パブリックコメントを踏まえて取りまとめの案を修正した

ところについては、御意見を踏まえ、修正しました、追記しました、削除しましたというふうな表記にしております。この検討会議の取りまとめの案の目次に沿って、いただいた御意見を事務局にて分類、整理をしております。各項目に当てはまらないものについては、その他として整理をしております。

1から6ページが取りまとめの案の本文に関する御意見です。6ページ以降が、別添の「契約書のひな型例及び解説」に関する御意見とその他の御意見となっております。内容的にかなり大部にわたりますので、個々の御意見の御紹介は割愛させていただきます。取りまとめの案に関して全般的に御意見をいただいておりますが、安全衛生と権利に関して比較的多くの御意見をいただいております。

次に、資料3を御覧ください。検討会議の取りまとめの案につきまして、鎌田座長とも御相談をさせていただきながら、パブリックコメントを踏まえての修正などをしてしております。

資料3の3ページを御覧ください。パブリックコメントにかけた案から修正した点を赤字にしております。具体的な修正の観点としては、パブリックコメントを踏まえての修正、平仄を取るための修正、技術的な修正などをしてしておりますので、ここではパブリックコメントを踏まえての修正について御説明させていただきます。

まず、1背景の1段落目赤字の「また、」のところですが、パブリックコメントにおきまして、なぜ我が国の文化芸術はグローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくための世界に誇る最大の資産なのか説明してほしいという御意見を踏まえ、文化芸術基本法の前文にあります文化芸術の固有の意義等について追記をしております。

次に、4ページを御覧ください。一番上の対象とする契約関係の赤字についてです。パブリックコメントにおきまして、芸術家等が芸能事務所等に所属するために締結する専属契約などについては、本ガイドラインの対象外であることを明確にすべきという御意見がございました。これを踏まえまして、いわゆるマネジメント契約については、本ガイドラインにおいて言及はしていないが、参考にできるところは考慮していただきたい旨、追記をしております。

次に、4ページの一番下、なお書きの赤字です。ここはひな型の修正とも連動するところですが、パブリックコメントにおきまして、安全衛生に関する御意見として、発注者側のハラスメントに関する相談窓口もしくは公的な相談窓口の連絡先を明示すべきとの御意見がありました。公的な相談窓口としては、厚労省のフリーランス110番がありますが、このフリーランス110番は、ハラスメントだけでなく、フリーランスと発注者の契約等のトラブル

全般に対応しているため、4ページの一番下のところと、ひな型の冒頭に追記をしております。

次に、5ページを御覧ください。赤字の「進めてこられた」のところですが、パブリックコメントにおきまして、「業務に大きな支障が生じることがなかった」と明示をすることは、様々な権利の侵害や業務上の不適切な扱いなどが存在したことを軽視することにつながりかねないという御意見を踏まえ、「業務を進めてこられた」と修正をしております。

次に6ページを御覧ください。真ん中のところ赤字で「事前に」と追記をしております。パブリックコメントにおきまして、事後のトラブルを防ぐ観点から、契約書を具体的な業務に着手する前に作成することを明記すべきという御意見を踏まえ、「事前に」と追記をしております。

次に、8ページを御覧ください。(4)の安全・衛生についてです。一番下から7行目の赤字の「事故につながりやすい」のところですが、パブリックコメントにおきまして、修正前の書きぶりでは、あたかも現場の安全衛生管理が総じて脆弱であるかのような誤解を与えかねないとの御意見を踏まえ、「指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいとの指摘もある。」に修正をしております。

次に、一番下の行、「このため、」の赤字の追記です。パブリックコメントにおきまして、責任体制を明確にし、安全衛生管理者を明記するべきであるとの記載を求める御意見がございました。安全衛生管理を行う者を置くことについては、ひな型の安全・衛生のところでも既に条文を盛り込んでいるということも踏まえまして、安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい旨、追記をしております。

次に、9ページを御覧ください。真ん中から下の(5)権利の赤字修正のところですが、ひな型の修正とも関連してくるところですが、修正前の書きぶりは、著作者人格権や肖像権等の権利の取扱いについても、受注者が権利行使をしないこととするなどその取扱いについて確認しておくことが求められる。と記載をしておりました。パブリックコメントにおきまして、権利の不行使のみを例示に挙げ、あたかも権利の不行使を推奨するかのごとく記載することは不適切であり、この例示の部分は削除すべきであるという御意見がございました。当該記載については、ひな型の記載と合わせる形でこちらにも記載をしているものですが、パブリックコメントの御意見のように、権利の不行使を推奨するような誤解を与えるおそれもあることから、削除をしております。

また、その下のなお書きの削除については、受注者が権利行使をしないこととする場合に、

権利を利用する発注者が留意することを記載したものですので、権利の不行使の部分の削除に伴ってこちらにも削除をしております。

次に、11ページを御覧ください。真ん中から下、所属事務所等が契約する場合の留意点の上から2行目の赤字追記についてです。パブリックコメントにおきまして、実演家は多くの場合いわゆる芸能事務所に所属しているため、発注者が所属事務所との間で出演に関する取引をする場合についても検討されたいという御意見がございました。芸術家等が所属する事務所等と発注者との契約については、ここで留意点を示しているところですが、御意見を踏まえ、基本的な項目及び留意事項を参考にしてほしい旨、追記をしております。

次に12ページを御覧ください。真ん中から下の赤字の追記についてです。パブリックコメントにおきまして、文化庁には、支援施策における契約の書面化の推進など、より主体的、具体的な取組が求められるという御意見を踏まえまして、より積極感が出るように、これらの取組等を通じて課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある、と追記をしております。

次に、13ページを御覧ください。下の赤字の修正についてです。パブリックコメントにおきまして、チケット等への価格転嫁だけでなく、国・自治体の予算を文化芸術に充当することへの観客をはじめ国民の理解も必要である、と考えるため、チケット等への価格転嫁や文化芸術への国・自治体からの公的支援の必要性について、観客をはじめ国民の理解も必要であるなどすべきという御意見を踏まえ、国・自治体等からの支援の必要性について追記をしております。

次に、別添のスタッフと実演家の契約書のひな型等に関する修正について御説明いたします。

スタッフの1ページ、実演家の12ページを御覧ください。修正については、双方同様の修正をしております。冒頭の上から4つ目の白丸のなお書きの追記ですが、先ほど御説明したとおり、パブリックコメントでの安全衛生に関する相談窓口についての御意見を踏まえ、フリーランス110番をこちらのほうにも追記しております。

次に、スタッフの7ページ、実演家の18ページを御覧ください。まず、ひな型の第1項の「事故やハラスメントの防止等」の追記についてです。パブリックコメントにおきまして、ハラスメントに関して、ひな型例には発注者による安全確保の配慮が一般的に記述されるにとどまっている、ハラスメント防止対策を講じることを明記するなどの修正が必要ではないかという御意見を踏まえ、「事故やハラスメントの防止等」と追記をしております。

次に、その下のひな型の第2項と、解説の上から4つ目の黒丸の追記についてです。パブリックコメントにおきまして、ひな型の安全衛生管理を行う者を置く条文にある「制作者」という文言については、様々な制作業務に携わる専門家として広義の意味で使われたり、スタッフワーク担当者を指す名称として使用されたりすることも多いということで、この「制作責任者」、もしくは衣つきの「製作責任者」と表記すべきという御意見がございました。安全衛生管理を行う者となり得る者として、プロデューサーのような制作責任者または主催者のような衣つきの製作責任者も想定されることから、「又は」として、追記をしております。

また、パブリックコメントにおきまして、安全衛生管理者の住所・氏名が書いていないことに違和感がある、最初から書いてあるのが一般的ではないか等の御意見、そして、現状の第2項の規定は、契約段階において安全衛生管理を行う者が特定されていない場合の内容となっていることも踏まえ、解説の上から4つ目の黒丸として、契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等を記載していくことも考えられます、と追記をしております。

次に、スタッフの9ページ、実演家の20ページを御覧ください。スタッフのほうでいいますと、解説の下から2つ目の黒丸と、実演家のほうでいいますと、解説の下から3つ目の黒丸の追記についてです。パブリックコメントにおきまして、集中管理を通じた権利行使の方法もあることを明示し、現に行われている集中管理に基づく権利処理の実務の妨げとならないよう十分に配慮すべきとの御意見を踏まえ、解説に、いわゆる集中管理制度に関する内容について追記をしております。

次に、ひな型の下から2つ目の第2項の削除と、解説の一番下の黒丸の削除と追記についてです。こちらについては、先ほど御説明しました本文9ページの権利部分の修正と関連しております。パブリックコメントにおきまして、実演家人格権を行使しないと記載する実益が乏しい、不行使を前提とした内容しか示されておらず不適切であり削除すべき、パブリシティ権について行使しないとすることはパブリシティ権に関して権利者が経済的利益に関与することを著しく損なうものであり適切ではない、パブリシティ権を著作者人格権等と同列に扱っているが財産的利益を保護する知的財産としてのパブリシティ権の性質に対する理解を欠いたものであり不適切、などの御意見がございました。当該項目については、著作者人格権やパブリシティ権等の不行使について記載をしたものですが、パブリックコメントの御意見を踏まえ、ひな型から、著作者人格権やパブリシティ権等に関する記載を削除し

ております。また、この削除に伴い、解説の一番下の黒丸については、この条文の説明をした内容であったことから、併せて削除をしております。

スタッフの10ページ、実演家の21ページを御覧ください。一番上です。続きになりますが、条文とその説明については削除しますが、本文9ページの権利の記載にあるとおり、著作者人格権やパブリシティ権等の取扱いについても確認しておくことが求められると本文でしておりますので、解説でその旨を追記しております。

パブリックコメントを踏まえた修正は以上となります。

次に、資料4を御覧ください。本検討会議の取りまとめの概要を作成しております。今後、事務局において対外的に説明をしていく際に活用していきたいと考えておりますので、御承知おきいただければと思います。

長くなりましたが、以上となります。よろしく願いいたします。

【鎌田座長】 ありがとうございます。本日は、このパブリックコメントを受けまして、それに基づいて修正を加えたところを中心に御説明をいただきました。これで最終的な取りまとめということで、皆さんの御意見をいただきたいと思います。ただ、全体は相当ボリュームもありますので、2つに分けて御意見をいただきたいと思います。報告書本文の4、契約において明確にすべき事項等の部分、ガイドライン検討のまとめ（案）の6ページの下のところは4というのがありますが、それ以外について前段で御意見をいただき、その後、後半に、4、そして別添ひな型についても御意見をいただきたいと思っております。

それではまず、今申しましたように、この取りまとめ（案）の4を除く報告書本文について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。芦野委員、どうぞ。

【芦野委員】 ありがとうございます。非常に短時間で、パブリックコメントも踏まえてまとめられたということで、事務局の御尽力に感謝いたします。

それで、ハラスメントなどがあるので、その点についてということで、4ページのフリーランス110番について新しく記載されたということは非常によかったなと思うと同時に、この表現ですと、「フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、」という形で、かなり漠然としてしまっていますので、恐らく最初に求められた方は、じゃあハラスメントの問題はどこに相談すればいいんだというところで悩む可能性もあり得るかなという気もいたします。ですので、ハラスメントだけを明記してしまうのもどうかという気もしないわけではないんですが、どうすればいいんですかね、「フリーランスと発注者等との契約等の

トラブル（ハラスメントも含む）」とか、何かハラスメントが一言入っていると、より相談の窓口の行き先が分かりやすくなるかなという気もいたします。

以上です。ありがとうございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、修文の御提案がありましたけども、これについては何か皆さん御意見ございますか。森崎委員、どうぞ。

【森崎委員】 ありがとうございます。このフリーランス・トラブル110番ですが、確かにフリーランスが相談できる窓口としてとても有用ではあるんですけども、ハラスメントに関しては、ハラスメント防止措置が法律でフリーランスに定められていないので、相談がしにくいという声も聞こえてきておりますので、ハラスメントに特化してしまうというのはあまりよくないかと思えます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。では、ほかに御意見ございますか。芦野委員、どうぞ。

【芦野委員】 今の森崎委員の御発言はもっともだと思うんですが、そうすると、例えばハラスメントの相談で困った方は、具体的にはどういうところに相談に行けばよいでしょうか。

【森崎委員】 正直言って、皆さん困っている状況で、実はこの間、ハラスメントの実態調査を実施していますが、相当な被害が寄せられていまして、例えばパワハラが約9割、セクハラが約7割、中でもレイプされた、同意のないセックスをさせられたというのが10%を超えているような、驚愕する実態がございます。そこで6月に私どもの協会でメンタルケアの相談窓口を開設しましたら、やはり相談が来ています。こういったメンタルケアの相談を聞いてくれる窓口を明記できればいいんですが。例えば「こころの耳」が実際にありますが、それは労働者向けなので、受け付けてはくれるんですけども、完全に最後まで解決には至っていないということなので、この分野の相談窓口に関しては、今明確なものはないんじゃないかなと思っておりまして、私どもとしては、今後の取組の最優先の課題と思っております。

【芦野委員】 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、相談の行き先としてはこういうものが考えられるけれども、必ずしも十分な相談先ではないという実態があるということなので、では、最初の発言は取り下げることいたします。ハラスメントを書いてもどうかというのは取り下げることいたします。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは、そのようなことでございます。

あと、ほかにございますか。福井委員、どうぞ。

【福井委員】 福井でございます。まずは、パブコメを拝見いたしまして、非常にこの報告書に対する人々の期待を強く感じました。そこでは、前向きな評価の御意見と、かなりの数に上る課題の指摘があったように思います。

その中で、前半部分、報告書でいうと4ページに関わる場所ですが、マネジメント契約への言及が報告書にはあります。パブコメでも、事務所契約やマネジメント契約への意見は多かったように思いますので、今回修正で言及されたことは至当だったのではないかなと思ひまして、賛成いたしたいと思ひます。

また、その下、下請法の1,000万円ルールについての言及がございます。これはパブコメでも、下請法の1,000万円ルールを撤廃していただけないかという意見がありました。ひょっとするとちょっと突飛な意見だと思われた方もいらっしゃるかもしれないので、私も意見を申し上げたいと思ひます。現在、特に海外のプラットフォームなど大規模な事業者の日本法人において、資本金を1,000万円ちょうどにそろえるというようなケースが見られています。これは様々な事情で行われていらっしゃるのだと思ひますので、個別のケースに言及するものではありませんけれども、下請法逃れと受け取られても仕方のないような状況もあると思ひし、また、実際、こうした海外プラットフォームとの契約内容は、これは独禁法、下請法的にどうなんだという規定はまだまだ見られるように思ひます。その意味で、下請法が絵に描いた餅にならないように、本国の母体の実態も含めた、実質論においてこれを見ていくというような議論も今後必要になるのではないかと感ずるところです。この報告書で何かを大きく反映する、そんな時間はないだろうと思ひますので、例えば1,000万円ルールでは不十分であるという指摘があったというような付記を行うことも考えられるのではないかと感ずるところでした。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。寺田委員、お願いいたします。

【寺田委員】 今まさに福井委員がおっしゃった下請法についてなんですけれども、一番最初の会議の中でも私も申し上げましたけど、私ども技術スタッフの労働実態を考へて、これは下請法の適用になるのかどうかというのは非常に難しいんですね。私どもも、このパブコメが出てから、私どもの産業の人たちはなかなかパブコメに回答するという習慣が今までなかったもので、私のほうにかなり来てしまうところの中で、そもそもどうなんですかと。今現状として、フリーランスと僕らが漠然と呼んでいる方々にお仕事をお願いしているわ

けですけれども、どうも、昨今の労基署さんからの調べを含めてなんですけれども、そもそもフリーランスで大丈夫なのかなというところがあるのです。これは雇用契約でないとまずいんじゃないかということも危惧をしたりしています。それは昔からあったので、私どもテクニカル産業は9割方社員雇用をしているんですけれども、とはいえ大規模現場をやろうとすると、フリーランスの方々に頼らなきゃいけない、フリーランスと今簡単に僕は言いましたけど、この下請法にそもそも入るのかなと。それによっては、契約書云々かんぬんの問題だけじゃなくなってくるよなというところで、福井先生がおっしゃったように、1,000万という部分なんかはかなりあるんですね。正直、本当に経営実態としてある話で、私どもとして、テクニカルスタッフはそこまで考えて1,000万円以下にするということはもちろんないんですけれども、下請法のところで、製造委託だ、修理委託だといろいろ書いていますけど、どう見てもどこにもはまらないよなというのは昔から感じているところではあるんですよね。今後僕らはセミナーをやって、いずれにしてもこの普及活動をしていかなきゃいけないんですけれども、間違いなく会場で聞かれます、下請法適用なんですかと。だとすればやらなきゃいけないですね、下請法適用じゃないのなら、別に文書交付義務はないですよなというところで僕らは答えていかなきゃいけないものですから、それについて明確な答えは出せないかもしれないんですけれども、ちょっとそこは、今後私どもがやっていく上での御意見を、せっかくいろいろな法律関係者の方々がいらっしゃるので、お伺いできればありがたいなと思っております。

以上でございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。長澤委員、どうぞお願いします。

【長澤委員】 ありがとうございます。先ほどの福井委員の御指摘との関係と、もちろん今の寺田委員の御意見にも関連するんですけれども、そもそもこの文化芸術分野における契約というものについて、資本金基準とは別の観点で下請法の適用が難しいケースが多いということがやはり前提の認識としてあろうかと思えます。それゆえに、このガイドラインにおいても、まずは独占禁止法の優越的地位の濫用が問題になるということが前提として指摘されておりますので、下請法に適用されるかされないかというところの議論にあまり入り込むのはむしろ適切ではないのではないかなと思っております。

今回、パブコメに対する意見のところにも一部言及がありましたけれども、あくまで下請法を適用する、しないという話ではなくて、下請法の規定が言わば参考になるということで、今回もいろいろ言及をしているということでございますので、そういう意味では、私は原案

の記載がいいのではないかなと考えております。

【鎌田座長】 ありがとうございます。この点に関連して何かほかに御意見ございますか。事務局、今、下請法との関係でいろいろと御意見があったんですけども、何か事務局で、直接には公正取引委員会も関係してくるんですけども、この文章を取りまとめる上で事務局としてはどういう考えがあるか、もしあれば教えてください。

【中山基盤強化室専門官】 この文章を取りまとめていく上では、独占禁止法や下請法、労働関係法令について、具体的にどういったケースに適用されるかについては、4の本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等を書いてあるとおり、フリーランスガイドラインが策定されていますので、そちらを参照するというところで、個別のところには入っていかないという整理でこれまで対応してきております。

【鎌田座長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかにございますか。

私の考えということなのですが、今、福井委員、寺田委員から、下請法の適用、制限についての御意見がございました。私もそれは感じているところでありますけれども、ただ、長澤委員がおっしゃったように、下請法そのものよりも、独占禁止法の適用も含めていろいろな対応が関係各官庁のところで御判断いただいていくと考えておりますので、この文化庁の文書として、また、検討会議として、その点についてあまり踏み込んだことを書くということは、私としては控えたほうがいいのではないかと考えておりますので、原案のとおりに行きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようなことで進めたいと思います。

それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは次に、6ページの4以降、ひな型についても含めてですが、御意見をいただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。大和委員、どうぞ。

【大和委員】 これは、解説の最後までということによろしいんですね。

【鎌田座長】 そうですね、お願いします。

【大和委員】 それでは、今日、長官がお話しましたように、文化庁が芸術家を対象にしてこのような検討に着手したということについては、芸術関係者として高く評価をしてくれています。そして、今日、関係者以外の法律家の皆さんのこれだけの貢献をいただいたことに私どもとしては深く感謝いたします。

今回、昔の話になるんですけど、実演家の問題の、事故とかいろいろな問題を文化庁と相談したときと、隔世の感があるといいますか、昔は労働省に行ってくれというようなことを

言われて、労働省に行くと、労働者じゃないから事業者だろうと言われて、非常に苦慮した記憶が残っておりまして、今回、こういうふうに分けて検討されたということ、非常によかったのだらうと思っておりますが、また一方で、今回の議論の中心が当事者間の契約関係の適正化ということになったゆえに、ずっと私どもが危惧している当事者間の解決できない課題について、ここでは検討できないというのは理解はしているんですけども、文化庁の検討すべき残された課題として厳然としてあるということを確認していただきたいと思っています。

今回、パブリックコメントに多く言及されていることだったと思いますし、あともう1点、今の話に関連して、13ページの中頃よりちょっと下に、「人口減少社会」以下の、「分野や業界全体での取引の適正化の促進とともにチケット等への価格転嫁について観客の理解も必要である。」と。さらに文化芸術への支援ということが言及されていて、文脈の流れとして、修正されたことについてはいいんですけども、こうなってくると、若干流れが違和感がちょっとある。まずは、冒頭の初めに文化芸術の固有の価値を言及しているということと、なぜ文化政策が必要かということについては、実演芸術の持っている本質的な問題として所得不足が発生するということがあるのだらうと思います。所得不足を補うために、事業者は苦勞して収入を上げるということと、文化庁の支援があるというものが前提にあって、その上で適正化の話が出てくるという順番ではないかなと。適正化して価格転嫁というのがちょっと違和感があるかなと思っております、適正化する前提条件の所得の問題をきちっと押さえておかないといけないのではないかなというふうな感じがして、直していただいたことは一歩前進なんですけど、さらにもうちょっと正確性を期していただきたいというのが意見でございます。

【鎌田座長】 大和さん、何か具体的に修文するアイデアはございますか。

【大和委員】 あるとすると、適正化を促進するとともに、どういう書き方をするか、収入不足を解消するための努力と、文化芸術への支援について国民の理解が要するというようなことにされたらどうかなと。価格転嫁をここで言及する必要があるかどうか。

【鎌田座長】 もう一度すみません、「適正化の促進とともに」ですか。それから？

【大和委員】 そうですね、実演芸術における収入不足を解消するための事業者の努力と、文化芸術への国・自治体の支援について国民の理解が必要である、観客及び国民の理解と。

【鎌田座長】 なるほど。

【大和委員】 というような文脈がいいかなと思ったんですけど。

【鎌田座長】 収入を確保するための事業者の努力と、さらに文化芸術への国・自治体等の支援について、国民の、そういうつながりですかね。

【大和委員】 そうですね。

【鎌田座長】 収入確保についての事業者のと、ちょっと言葉はあれですけど、事業者の責任を——責任をどうするんでしたっけ、ごめんなさい。大和委員、事業者の責任を促すとともにですか。どういう文章でしたっけ。

【大和委員】 何がいいですかね。いや、何となく、突然出てくるチケット価格への転嫁がこの文脈の中ではなじまないんじゃないかなというふうな。

【鎌田座長】 うん、これを削除ですかね。削除した上で、収入を確保するための事業者の努力を。

【大和委員】 そうですね。

【鎌田座長】 この検討会の立場としては促すということになりますかね。ともに、さらに文化芸術への国・自治体からの支援についての国民の理解も必要である、こんなつながりになりますかね。今、修文の御提案があったんですけども、いかがでしょうか。芦野委員、どうぞ。

【芦野委員】 事務局に御説明をいただいたほうがいいのかなという気もするんですが、恐らく、今の大和委員の御指摘については、その前段部分にそのニュアンスが含まれているのかなという気がしました。「役務に見合った報酬とする等の取引の適正化を促進することは、その基盤となるものである。」というところで、その言葉の中には、必ずしも現状が役務に見合った報酬になっていないということが含まれているのかなと。ちょっと穏やか過ぎるのではないかというのであれば、この表現をもう少しはっきりしたものにするということで修正してもいいかなと思いますが、一応、恐らくはこの文章の流れとしては、まず、今まさに大和委員が御指摘のような状況が今現在あるから、その適正化を促して行って、そのためには、価格転嫁や支援も必要なんだという流れには一応なっているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、事務局のほうとしては。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。芦野委員の御指摘のように、この取引の適正化は、現状の報酬が、必ずしも芸術家の専門性に見合ったものになっていないのではという課題から書いておりますので、取引の適正化を進めていくことで、しっかりと芸術家の報酬を確保していくということが含まれていると考えています。ありがとうございます。

【鎌田座長】 大和委員、いかがですか。流れとしては、その前段の文章のところ、今言った収入を確保するという、適正化のための前提についての基盤についての話はあるので、それほど違和感はないということだったんですが。

皆さんほかに、この点について何か御意見は。田栗委員、どうぞ。

【田栗委員】 修文についての案はないんですけども、確かに、大和委員のおっしゃるように、実態として、いろいろな適正化を図る中でコストがかかってきて、チケットに転嫁せざるを得ないという部分はあるかもしれないし、ロジックではつながるのかもしれないんですけども、結局そういう適正化を果たした先に、入場料金が上がるからお客さんは我慢してくださいというようなことになっていくと、そこがストレートに結びつくのはちょっと違和感があるのは確かで、だから、事業者サイドが財源確保に努力して、そこに行政もバックアップしていくという流れだったら分かるんですけども、チケット代のところにストレートに結びついてくると、何かちょっと感覚的ですけども、ぴんとこないなところがあります。

【鎌田座長】 なるほど。ちょっと前田委員が早かったかもしれない。前田委員、どうぞ。

【前田委員】 ありがとうございます。私はこの原案でいいんじゃないかなと思うのですが、といいますのは、先ほども御指摘がありましたように、事業者の努力は、取引の適正化の促進という中に含まれておりますので、それ以降の部分というのは、事業者や関係者以外の人たちの理解が必要であるということであって、そうすると、観客の理解、それから、さらに広く国民の理解という流れになってきます。このような原案は完結したものになっているのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。長澤委員、どうぞ。

【長澤委員】 前田委員と同趣旨なんですけれども、そもそもこの趣旨としては、この検討会議の当初、冒頭の最初のほうで議論したところだと思いますが、最終的な文化芸術の受益者も含めたサプライチェーン全体で取り組まなければいけない問題であって、発注者が言わば板挟みになって、一方的に逆に負担を負うというのはやはり好ましくない。提供される文化芸術に見合った適正な対価を、受益者を含めて支払っていくということが必要だという認識がやはり必要なのかなと。そういう意味で、確かに表現は若干ストレートで、大和委員のおっしゃっていることはよく理解できるんですけども、ただ、最後にやはりお金を支払うのは観客なわけですから、観客の何らかの負担、理解というものが必要だという

記載は必要で、重要なのかなと考えております。

【鎌田座長】 ありがとうございます。ほかにこの点について御意見は。寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 私ども業者筋からすると、非常に言いにくい話ではあるんですけども、ここに書いてあることはまさにそのとおりなんです。これはこのことだけに関わらず、今現状として、コロナ対策ですごいお金がかかっています。現状として、僕らも経営するのがかなりきつい状況なんです。なので、最終的にこのことだけじゃなくて、価格の転嫁ということはクライアント様には考えていただかなきゃいけない。ただ、クライアント様からしてみれば、価格を上げてお客様が来なくなってしまうということを恐れているということの中で、大和さんの立場での御発言は非常に僕もよく分かるところではあるんですけども、このこと自体は、本当に価格転嫁しかないだろうと。要するに、我々の産業というのは、決してスポンサーの収入で成っているわけでもなく、ほとんどの原資はチケット収入になりますから、そこを上げないと、長澤先生も言ったように、サプライチェーン全体、我々はもうサプライチェーンの下流なので、そこまで下りてこないものですから、私どもとしては、こういう公的文書に価格転嫁と打ち出していただくのは、業者筋からすると言いにくいことなので、かえってありがたいということは事実としてありますということを申し上げます。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。確かにちょっと生々しい表現になっていて、その辺が少し違和感を感じる原因なのかなと思いますが、一方で、今、寺田委員がおっしゃったように、業者の方が言うのはやはり反発もあるかもしれないけど、私たちの立場からこういうふうに、最終的には観客の方たちの費用負担ということも大切なんですよということを申し上げるのは、かえってそういう理解を得るという意味ではいいのかなと私も思いますので、皆さん実際に現場で観客の方たちとお会いする方たちが観客にどう説明するかというのは難しい課題だというのは十分分かりますけども、私たち検討会議の立場としては、ちょっと生々しい表現ではありますけども、あえてこういうふうな表現を取るといってもありかなと思うんですが、大和委員、いかがですか、そういうことで。

【大和委員】 いろいろな文化政策の議論の中で問題になってくるのは、収入不足により価格を上げることによって、観客に限られるという問題をいかに抑えるかということで文化政策があるわけですから、そこら辺から考えると、文化政策の観点からも含めて、こうい

うストレートな価格転嫁は一つの要因であり、もうちょっと補足的なことを加えていただいたほうがいいかなと思っておりまして、そこら辺のニュアンスがきちっとつながるような形でやられるといいかなと思います。

【鎌田座長】 まあ、観客の方についての負担の理解と、それから文化芸術への国・自治体からの支援ということで、一応そちらのほうで、具体的に何があるかというところはこれから議論だと思いますけども、一応それで受けているので、原案でよろしいのではないかと思います。よろしいですか、大和委員。

【大和委員】 座長がおっしゃるのであるなら。

【鎌田座長】 すみません。では、そのようなことでいきたいと思います。

ほかにございますか。森崎委員のほうが早かったので、どうぞ、森崎委員。

【森崎委員】 ありがとうございます。8ページから9ページの冒頭にかけてなのですが、「安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい。」とございます。これに関して、パブコメの御意見を見ていると、かなり過重な就業実態が見受けられています。安全衛生管理者とともに、できれば労務管理者も必要なのではないかと思います。当協会が実施した昨年度1年間を対象にしたフリーランス芸能従事者の労災と安全衛生に関するアンケートでも、仕事上安全に関して不安に思ったことがあるという方が88.5%もいらっしゃいまして、不安の内容が、多い順に、労働時間が70.3%、危険な作業が57.5%、居場所の環境が52.4%、ハラスメントが45.9%、人間関係が45.1%、そして、食べ物が25.3%いらっしゃいました。芸術家の役務そのものに特殊性があり、過重労働、長時間労働、危険なシーン、センシティブなシーン、ハラスメントなどもあることから、中長期的な課題としても、この実態に対する課題に取り組むべきかと思ひまして、御提案をいたします。御検討ください。

【鎌田座長】 ちょっと最後のところがよく聞こえなかったのですが、何かこの修文についての御提案か、それとも御意見と伺えばいいですか。

【森崎委員】 はい。

【鎌田座長】 御意見ということで。

【森崎委員】 はい、恐れ入ります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。あと、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 12ページの5の1の適正な契約関係の構築に向けた行政の取組につきまして、赤字で加筆されているところですが、「これらの取組等を通じて課題を」の次に「引き続き」という言葉を加筆していただきたいと考えております。理由としましては、本会議、

そして本会議を通じた当事者からのヒアリング、そしてパブリックコメントを通じ、十分に現時点でも課題が出てきておりますので、その課題については、本会議で十分に検討し切れしていないところもございますが、現在でもこちらの課題については把握しているところもございますので、「引き続き把握し、」という言葉のほうが適切かと考えました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。福井委員、どうぞ。

【福井委員】 ありがとうございます。これは、ひな型まで含めたコメントの時間だったでしょうか。

【鎌田座長】 ひな型も含めてです。お願いします。

【福井委員】 ひな型まで含めてのお時間。

【鎌田座長】 はい。

【福井委員】 分かりました。契約とは、本質的に利害が対立する両者間の調整ですから、全ての関係者が満点をつけるひな型というものはあり得ないだろうと思うのです。また、パブコメにもあったと思いますけれども、実際には現場ごとに当事者の役割は違うし、また、条件も異なるのが契約というものですから、こうしたひな型だけで全てが解決するわけではないという点は、この検討会でも当初から多くの委員が発言されてきたことだと思います。まして、それはデジタル化の中で急速に変貌しつつあるという事実もあります。

その意味で、報告書でいうと12ページになりますけれども、やはり現場支援は非常に重要だろうと思うんですね。各自が契約の大切さを理解して、そもそも読もうと思わなければ問題は把握できませんので、絵に描いた餅になってしまいます。ですから、大切さを理解し、十分協議できるような環境や能力を身につけられること、そのための支援は極めて重要です。これは当初の長官の御挨拶にも通ずる問題だと思いますし、また、今の佐藤委員の御意見にも私は賛成です。特に、現場の教育の実態、研修の実態等を調べていくということは、今後も引き続き行っていくべきだろうと感じました。

ほかに個別のことで2点申し上げます。

1つはお尋ねなんですけど、これも理解が不十分であれば申し訳ないんですが、8ページにおいて、「事故防止など安全管理の徹底が求められる。」という表現が削除されているように見える。これはどうして削除することになったのかなというのが1点目です。

それからもう1点、大きな問題かもしれないんですが、特にスタッフ契約のひな型の9ページで、著作権譲渡のケースでも、人格権の不行使に関する文例を削除するという方向性につ

いてです。著作権の譲渡をスタッフの方から受けるケースは多々あるわけですが、それは作品の利活用を念頭に置いてのことですね。例えば、さらなる先の翻案とか変更が予定されている場合は往々にしてあるわけで、そのときに、不行使の特約は、実際現場ではままたま行われていることです。これがないと、作品の流通に対して不安感が生じてしまうこともあるんじゃないかなと思う。作品の流通が害されるということは、すなわち、関係者全てにとっての損害ですので、これは単に不行使を削除したからいいだろうという話とはちょっと違う気がするんですね。ということで、特に著作者人格権の部分についてなんですが、文例で委員の皆さんが知恵を絞った最新の内容の一つのバランスであったようにも思うんです。これは文例としてすら削除するということが適当でしょうか。以上が私からの投げかけになります。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。まず、佐藤委員から御提案いただきました12ページの赤字の修文部分について、「課題を引き続き」の文章、これについては私も同感でありますので、このような修文ということでよろしいでしょうか。

【芦野委員】 すみません、異論があるわけではないんですが、13ページの一番最後のところに、「引き続き課題を把握しながら」となっているので、どちらかに統一されたほうがいいかなと。「課題を引き続き把握し」か、あるいは「引き続き課題を把握し」か。

【鎌田座長】 ああ、なるほど。では、その辺のところは後で、私のほうに一任していただきまして、表現を統一したいと思いますので、ありがとうございます。趣旨としては引き続きということで。

【芦野委員】 はい。

【鎌田座長】 あと次、福井委員からの御質問が2点ほどあったんですが、まず8ページの安全衛生に関わるところで、「事故防止など安全管理の徹底が求められる。」ということが削除されているんですが、これについての理由を教えてくださいということですので、中山さん、お願いします。

【中山基盤強化室専門官】 ここは文章を整理していく上で削除したところですが、原文では、一番下の「このため、」のところで、厚労省等から出しています事故防止対策等の徹底についての通知に言及をしておりました。この記載と2段落目の削除部分が重複しておりましたので、課題の指摘を列挙する形にした上で、「このため、」ということで、安全衛生管理者を置くということと通知について言及をする形に文章を整理したため削除したもので

す。

【福井委員】 ありがとうございます。その御趣旨かなとは思ったんですが、ただ、「このため、」以下は、これは直接には安全衛生管理者を置くという行為に対する言及になっております。上の安全管理の徹底というのは、言わば、より総論的というか、より大きな取組だと思っております。そしてこれは、文化芸術に限らず、現場においてはまさに一丁目一番地だと思っております。報告書の原案にあったものをあえて削除したのかという反応もあり得るだろうと思いますので、特段積極的な理由がないのであれば、残してもいいんじゃないかなと思ってお尋ねでした。

【鎌田座長】 ありがとうございます。寺田委員、どうぞお願いします。

【寺田委員】 私もこの削除は反対かなというところなんですけど、というのが、この安全衛生責任者のことを言及されているんですけど、これも会議の中で常に申し上げてきたとは思いますが、多分、制作の方々はこれを知らないですよ、この安全管理者を置かなきゃいけないということは。特に、例えば経産省さんが所管されているようなライブエンターテインメントのクライアント様、ビッグコンサートを主催される方々はこの制度を知らないですよ。なのでその方々が、プロデューサーが責任を取るんですよといっても、すぐハレーションが来ますよね、これ。なので、そこの部分が、建設業さんの建設業法みたいに、あって当たり前ということではないし、旅行業の旅行約款みたいに、あって当たり前という世界では僕らの世界はないので、ここの部分が、現場労災も含めて非常に不安定な中で、うちの業界というのはやっているんで、ちょっと今の御説明の中で、この安全衛生管理を行うことが望ましいの部分だけに頼り過ぎてしまうと、多分今後もほとんどの現場で置かれるケースはないと思います。我々事業者が入る場合は、会社としてですから、雇用者として必ず置きます。だけど、フリーランスさんしかいない現場とかで、じゃあ安全衛生管理者を置きますかとか、プロデューサーの方は安全衛生管理者ですよと言われても、ちょっとこの間も制作の方と話したんですけど、そんなもの、いつこんなガイドラインが出たの？ という話で、会議がちょっとぴりっとしたんですよ。なので、そこら辺のところがあると思うので、総論的なところで、この「事故防止などの安全の管理徹底が求められる」、これはこのぐらいに止めておかないと、今極端な話をすると、安全管理も僕らの仕事じゃないよねと思っていらっしゃる制作者の方もいらっしゃるんで、まずは一歩目としては、そういう発注者の方々は、フリーランスであろうが何だろうが、全体的に総論的に事故防止の安全管理が必要なんですよというところの多分世界線なんじゃないかなとは個人的には思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。この点について、ほかに御意見ございますか。大和委員、どうぞ。

【大和委員】 私も残すほうがふさわしいのかなと思っております。ちょっと寺田さんの意見ですけど、劇場関係者については、この問題はかなり徹底してきておりまして、近年また事故が多発しているということがありまして、こういう方向性で、劇場関係者は、特に公立劇場は、例えば舞台監督とか技術監督を責任者にするみたいな、そういう考え方で進んできておりますので、ポピュラー音楽系はちょっと大変なのかしれませんが、業界によって若干温度差はありますけれども、置かないと危険だねという方向の認識は固まっているだろうと思っております。

【鎌田座長】 ありがとうございます。私も改めて、私がまとめる上で事務局と相談しながら削除してしまった不明を今恥じておりまして、皆さんおっしゃるとおり、総論としてこの部分はしっかりと残すほうがいいなと私も思っておりますので、この削除は撤回するというので進めたいと思います。事務局よろしいですか。はい。

それから、次に、福井委員から御指摘いただいたスタッフのひな型の9ページのところの削除部分については、これについて、まずは事務局の考え方を少し御説明いただきたいと思いますが。

【中山基盤強化室専門官】 この項目について、パブリックコメントで、著作者人格権に関する改変については著作権法上の規定があるので、ここであえて記載をしなくてもいいのではないかといい御意見もあったかと思っておりますので、削除しておりますが、もし実演家人格権と著作者人格権について、その不行使について確認する規定を置いたほうがいいということであれば、それは検討すべき課題だと思っております。

【鎌田座長】 ありがとうございます。福井委員、削除部分なんですけども、何か具体的にこういう文章ではどうかというアイデアがもしあれば、お聞かせいただきたいんですが。

【福井委員】 アイデアというほどのものではありませんが、もし本文の中に記載することによって、それがデ・ファクトになってしまうことへの危惧があるのであれば、文案として、右側の解説の欄に記載するというようなこともあり得るかなと思います。そういう選択肢が当事者双方にとってあり得るんだという情報提供は行ってもいいんじゃないかなと思った次第です。

先ほど解説いただいたのは、恐らく著作権法の推定の規定などのことなんでしょうが、私

が申し上げたような状況においては該当する規定がないものですから、やはり不行使特約が必要になる場面というのはあり得るだろうと思った次第です。

【鎌田座長】 解説のところでの解説文は、もしこういったような文章がということがあれば。

【福井委員】 内容に関しては、以前に書かれていた、行使しないのだが、ただし名誉や声望を害した場合はこの限りではない、つまりそのときには人格権が行使されるのだよという文案は、一つの大きなバランスだと思うんですね。対象となる権利に関して、例えば肖像権やパブリシティ権、その他の法的権利などを文例から除くということはあるかと思うんです。対象を著作者人格権に絞り、それ以外は原案というような文例はあるかかなと。

なお、欄外解説というのはあくまでも一案ですから、皆さんの御意見次第で本文に残すということもあり得るだろうし、本文に残しながら、当事者はよく話し合うようにというような付記があるということもあり得るかなと思いました。

以上です。

【鎌田座長】 前田委員、どうぞ。

【前田委員】 著作者人格権不行使特約が必要となる場面があるということについては、私も福井先生の御意見に賛成です。

また、今の案ですと、欄外解説では、「確認しておくことが求められます。」と書かれているのに、何ら文案が示されていないという状態になっているかと思います。そういうこともありますので、福井先生から一つの案として御示唆がありました、欄外解説に、例えばということで、現状の、今削除されている2と同じ文言を記載して、例えばこういう条項が考えられますということを付記することが考えられるのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。そもそもパブコメの意見も踏まえてのこういう改正案だったんですけども、何かほかに御意見ございますか。大和委員、どうぞ。

【大和委員】 今言及されたのは、著作者人格権のことについて、スタッフのところと理解してよろしいんですね。実演家のところについては非常に危惧をする人たちがいまして、まだ一部行われているとはいえ、こういう言及が行われることによって、それがいい方向に行かない可能性が高いということがありますので、そこについては、実演家の場合は、今スタッフということで限定されたんですけども、そういう踏まえ方でよろしいんですかね。そこをちょっと確認を。

【鎌田座長】 ええ、当初、福井委員からは、スタッフの9ページということで御指摘いただいたので、実演家のほうについては、そういった御指摘ではないと理解しているんですが。違いますか。

前田委員。

【前田委員】 実演家に関しては、著作権が発生しないという前提であればそうだと思いますけれども、このひな型では必ずしもそういう前提を取っていないと思います。また、肖像権とかパブリシティ権に言及するとすれば、それは実演家に関することですので、私は、解説の中に、例えばとして付記することについては、スタッフのみならず実演家についてもそうすべきではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 福井委員、どうぞ。

【福井委員】 ありがとうございます。大和委員の御指摘は的確かと思います。私はスタッフ契約について実は申し上げました。というのは、実演家人格権については、御存じのとおり、そもそも行使対象が絞られておりまして、名誉声望という要素が既に入っております。その意味でいうと、それが行使されることによる流通阻害というのはかなり限定的だろうと思いますので、実演家人格権については、私は外してしまうという選択肢はあろうかと思えます。この点は、前田委員と少しニュアンスが異なるかもしれませんが、特に著作者人格権が、ある意味、特に変更とか翻案の部分について幅広いものですから、そのことについて申し上げました。

以上です。

【鎌田座長】 ということで、大和委員、その前提に立って、もう一度御意見いただきたいと思うんですが、スタッフと実演家についてですね。

【大和委員】 実演家について。著作者についての多分譲渡を前提にするような話は、不快、あまり愉快には思わない方が多いかと思えますけれども、私は今、著作者の契約実態を正確に言える立場にはないので、実演家についてはそう考えております。

【鎌田座長】 この点について皆さんの御意見をいただきたいんですが、いかがでしょうか。森崎委員、どうぞ。

【森崎委員】 実演家としては、大和委員の御意見に賛成です。

【鎌田座長】 ほかにございますか。

この点は、言葉上の修正ということにとどまらないので、少し皆さんの御意見をいただき

たいと思うんですが。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 佐藤です。私としては、大和委員、森崎委員、そして福井委員に賛成いたします。

以上です。

【鎌田座長】 福井委員の御提案に賛成という。

【佐藤委員】 はい、そのとおりでございます。

【鎌田座長】 はい。

いかがでしょうか、ほかにございますか。

それでは、今、私の感じなんですけども、まず、こういう審議会の中で多数決で決めるというのはややなじまないかなと。事柄は、言ってみれば、各委員の皆様の御意見を深掘りしながら最終案は決めていく、こういったことですので、今私は皆さんの御意見を伺って、詳細に私のほうで理解しているかどうかというのは危ないところもあるんですが、ただ、今、福井委員と佐藤委員が御指摘いただいたことでサポートがあったと思いますが、大和委員、これについてどうですか、今の福井委員と、それをサポートした佐藤委員のところでもまとめようと思っているんですが、これについては御意見ありますか。

【大和委員】 もう一度確認しますけれども、座長の意見としては、福井委員の案の方向で修正ということで。

【鎌田座長】 そういうことです。ですから、スタッフについて、解説のところで、福井委員は著作者人格権について特約のような規定を入れるということでしたよね。はい。ということでしたよね。はい。ということですが。よろしいですか、そういうことで。

ごめんなさい、前田委員のほうに御了解をいただかなきゃいけなかった。

【前田委員】 私としては、そうであれば、解説のところで、取り決めておくことが必要ですと書いてありますので、それはそのままにして、それ以上は触れないと。スタッフと実演家ともに触れないということ、すなわち事務局からお示ししていただいた案に戻るというのも一つの方法かなという気がいたします。

【鎌田座長】 そうですか。ちょっと新たな点が今、原案ということで。

【前田委員】 スタッフと実演家とで区別して記載することによって、かえっていろいろな解釈を生みかねないと思いますので、それだったら、どちらも原案のとおりという解決があり得るのかなと思います。

【鎌田座長】 福井委員、どうぞ。

【福井委員】 尊敬する前田委員ですので、ここで議論に及ぶのも非常にためられるところなのですが、双方、著作者人格権ということに絞った規定を置くのであれば、そう別異な取扱いをしたということにはならないんじゃないかと思うんです。つまり、スタッフの方が著作者になるケースは多かろうと思います。実演家の方がたまたま、前田委員もさっきおっしゃったように、何か著作者の立場に立つというケースも、レアでしょうが、ないわけではないだろうと思います。そのいずれについても、著作者人格権に限っては、これは法律が名誉声望という限定を付さずに、言わば禁止権、流通を止める権利を与えておりますので、不行使の文案をお示しする。ただし、名誉声望を害する場合には、不行使ではなく行使することができる、これは一つのバランスだと思うんです。実演家人格権については言及しない。でも実演家人格権も実は実質同じですよ。名誉声望を害するときには人格権を行使できる、これが実演家人格権ですから、つまり、こうすることによって、むしろ両者の扱いは等しくなっているという考え方もできると思うんです。いずれにしても、広く業界で行われている文案であり、それなりのニーズもあるものですので、解説に文案として紹介をするものとして、著作者人格権に絞るとするのは、そうバランスの悪いものではないんじゃないかな、こんなことを考えるんですね。申し訳ありません。

以上です。

【鎌田座長】 前田委員、どうぞ。

【前田委員】 私は福井委員に賛成します。

【鎌田座長】 それでは、先ほど言いましたように、福井委員が提案されたことについて、この検討会議としてはまとめたと思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日、様々な御意見をいただきました。その折々に私のほうでこのようにしたらどうかというふうな御提案もして、皆さんの御支持も得たものと理解をしておりますので、その部分については修正していきたいと思います。一部、文言の取扱い、表現の統一というところで、若干まだ詰めてはいないところもありますが、そういうような修正については、私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【鎌田座長】 ありがとうございます。また、この修正をしたものを本検討会議の取りまとめとするということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【鎌田座長】 ありがとうございます。では、そのようにいたしたいと思います。

【末吉委員】 すみません、1点いいですか。

【鎌田座長】 どうぞ。

【末吉委員】 今回の座長のお取りまとめに全く大賛成なんですけど、1つ最後に意見ということで申し上げたいんですけど、12ページの1番のところ、各委員の先生方が指摘されたとおり、エンフォースメントという意味では私は非常に重要だと思っています。これは私の提案なんですけど、文化庁にぜひ検討していただきたいということで、「更なる検討を進めていく必要がある。」とあるんですけども、3年後に見直してもらいたい、これが私の希望でございます。

以上です。

【鎌田座長】 それは御意見をいただいたということでよろしいですか。

【末吉委員】 はい、意見です。

【鎌田座長】 ここの文章に、3年見直しと書くというのではなくて。

【末吉委員】 いいえ、意見です。

【鎌田座長】 そういう御意見。何か相当重たい宿題だとは思いますが、文化庁に、そういうような御意見があったということでございます。

【芦野委員】 では、すみません、私も意見を。

【鎌田座長】 はい。

【芦野委員】 全く同じでございまして、先ほどの森崎委員であるとか佐藤委員からも、課題が残っているんだという御指摘はあったと思います。また、パブコメからも、例えば多層的な下請であるとか、あるいは専属契約をどうするんだということなどの問題点も投げかけられておりますので、ぜひ、文言だけの「引き続き検討が望ましい」だけではなくて、具体的に検討をしていくことを、文化庁としてはまずそれを念頭に置いて今後も取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

【鎌田座長】 御意見として、そのようにいただいたということにしたいと思います。ありがとうございます。

内容の修正や公表の日程等につきましては、私と事務局のほうで最終調整をしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【鎌田座長】 ありがとうございます。議事については以上となります。

最後に私のほうから一言感想を述べさせていただきたいと思います。感想と御礼ということになります。本日はガイドラインの取りまとめをこのような形で行うことができ大変ありがたく思っております。昨年には当初の取りまとめの時期を本年3月末と、一旦は私はそういうふうに決めましたけれども、なお、議論が収束せず今日に至ったということで、結局、都合6回にわたり検討会議を開いたわけであります。その間、スタッフ、実演家のワーキンググループの会議も9回実施したということで、委員の皆様にはお忙しい中、本当に御協力いただき、また、熱心に議論していただき、感謝申し上げます。

また、様々な分野の関係者の方たち、関係団体の皆様には、ヒアリングにも参加をしていただき、御協力いただき、本当にこの場をお借りて御礼を申し上げたいと思います。

さらに、私の立場としては、この検討会議を実りあるものとするために、文化庁の事務局の皆さんには、文字どおり昼夜を問わず作業をしていただいたということでありまして、その点についても感謝申し上げます。

この文化芸術分野の契約の適正化に関して様々な問題があるということに、私は気づきました。この取りまとめガイドラインは、その様々な課題に対して全て回答を与えるということではないということも分かってまいりました。しかしながら、このような様々な問題を、関係者、委員の皆様は非常にいろいろな観点から検討し、そしてパブリックコメントで様々な意見、提案をいただいて、このように取りまとめることができたというのは、重要な、画期的な出来事ではないかと私としては考えております。

大切なことは、このガイドラインが指し示す方向に、これからそれが根づくように、具体的な対策を取るということでございます。これからは、お集まりの委員の皆様、それから文化庁、あるいは関係団体、関係者の皆さんに、ぜひこのガイドラインの内容を定着、発展させられるように、そして個々の文化芸術に携わる人たちが理解していただくように、ぜひとも丁寧に御説明と支援をしていただきたいと思います。そうすることによって、まさに一人一人のやりがいがある、すばらしい作業環境というものがつくられていくのだらうと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。どうぞお願いいたします。

【板倉文化経済・国際課長】 文化経済・国際課長の板倉でございます。鎌田座長、委員の皆様、これまで長期にわたりまして活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

このたびの検討会議は、文化庁としてこれまで着手してこなかった文化芸術分野の契約に関する領域に、個人で活動する芸術家等が事業者等から依頼を受けて行う業務に関する契約において、明確にすべき基本的な項目や考え方の提示、実演家の出演契約のひな型の作成等により、長官の挨拶にもございましたけれども、まさに第一歩を踏み出したものでございます。今後も、現場の方々の御意見を聞きながら、文化芸術分野において適正な契約関係が構築されるよう、文化庁として主導的・継続的に取り組んでいきたいと考えております。

また、今回のこの検討会議の取りまとめを受けまして、実効性のある取組を行っていくことが何よりも重要と考えております。契約当事者となる文化芸術団体や業界団体、芸術家等に対して、文化庁として関係府省庁とも連携しつつ、必要な支援、取組を展開していくこととしたいと思っております。

また、文化芸術団体や業界団体、芸術家等に対する具体的な取組を進めていきたいと思っております。分かりやすく伝えていくための資料作成、広報活動、ポータルサイトの構築、また、相談窓口の実証、そして発注者・受注者向けの研修、契約のルールづくりへの支援、そういったことなどに取り組んでいきたいと考えております。具体的な取組やパブリックコメントでの多くの御意見、フリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備の状況等を踏まえまして、他分野への横展開の検討や本取りまとめの見直し等、先ほど3年ということもありましたけれども、必要な検討、改善を随時行っていきたいと考えております。

文化芸術の担い手である芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安全・安心に活動を継続できることが、文化芸術各分野の振興や発展には不可欠でございます。文化庁としては、今後とも文化芸術分野における適正な契約関係構築に向けて取組を強化してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

【鎌田座長】 それでは皆さん、この会議は本日で終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —